

令和5年 第1回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

令和5年第1回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 2月3日（金）

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎報告第1号 専決処分の報告についての上程、説明、質疑	4
専決第1号 工事請負契約の一部変更について（南会津町役場 本庁舎車庫倉庫建設事業倉庫棟建築主体工事）	
◎議案第1号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第9号）の上程、説明、 質疑、討論、採決	6
◎閉会の宣告	13
◎署名議員	15

令和5年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和5年2月3日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 報告第1号 専決処分の報告について

専決第1号 工事請負契約の一部変更について(南会津町役場本庁舎車庫倉庫
建設事業倉庫棟建築主体工事)

日程第 4 議案第1号 令和4年度南会津町一般会計補正予算(第9号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	渡 部 優	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	佐 藤 一 範	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	小 寺 俊 和	総 務 課 長

星 良 栄	総合政策課長	鈴木 秀 和	税 務 課 長
渡 部 秀 介	住民生活課長	湯 田 賢 史	健康福祉課長
室 井 利 和	農 林 課 長	星 博 文	商工観光課長
月 田 啓	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環境水道課長
渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農業委員会 事務局長
阿久津 勝 英	学校教育課長	廣 野 友一郎	生涯学習課長
渡 部 浩 明	館岩総合支所長	馬 場 誠	伊南総合支所長
平 野 芳 和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星 貴 夫	事 務 局 長	星 彰	議 事 係 長
-------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 皆さん、おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、スイッチを切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

ただいまから、令和5年第1回南会津町議会臨時会を開会します。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、渡部訓正君、9番、大桃英樹君を指名いたします。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○室井嘉吉議長 ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります議案の審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるよう、ご協力方よろしくをお願いいたします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。

日程第3、報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 工事請負契約の一部変更について（南会津町役場本庁舎車庫倉庫建設事業倉庫棟建築主体工事）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

令和5年第1回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙のところご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今臨時会に提出いたしました各議案等の提案理由についてご説明を申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決第1号 工事請負契約の一部変更についてであります。本件は、令和4年6月24日付で株式会社大桃建設工業と締結した南会津町役場本庁舎車庫倉庫建設事業倉庫棟建築主体工事について、土留めのためのくい打ちを振動式の工法で予定しておりましたが、振動により近隣住宅等に破損が生じるおそれがあると受注者から申出がありまして、協議した結果、掘削型ドリルによる工法に変更したことなどで、工事請負契約を221万1,000円増額し、1億1,056万

1,000円とするものでございます。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものでございます。

以上、ご報告申し上げますので、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今回の町長の説明を聞いて、ちょっと不思議に思ったのが、付近に住宅があるのに、設計の段階でバイブローの土留めをするというやり方自体、設計の段階で気づかなかったのかなど。普通だったら考えられませんよね。そこら辺はどういうふうに、設計のチェックというか、それはどう見たんでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

まず、設計者のほうから振動式の工法で提案ございまして、町としましても経済比較した中で、その工法について承諾をしたというところでございます。しかしながら、やっぱり受注者と設計者の考え方も少し違っているというところで、実際工事するほうからすれば、リスクは減らしたいというところがやっぱり心情だと思います。

それと、あわせまして、今年度4月から旧検察庁の解体工事も実施しました。検察庁の解体の際に、予想以上に転石が多くあったというところもございまして、転石の影響で振動式がうまく入らない、そういったことも懸念されることから、こういった工法に変更したところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私が言いたいのは、確かにそういう要因があった場合に、例えば設計書で組んだ場合に、受注者というのはそういう機械を発注しなくちゃならない、外部委託しなくちゃならない。それが途中で設計変更になると、キャンセル料というものが出てきたり、工事に対してタイムロスが出てくんです。

私は、この金額がどうのこうの言うつもりはありません。これからもやはり工事の発注について、もう少し設計のそういうことを吟味していただきたいということを述べて終わります。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今回につきましては、機械を発注する前に協議があつて、それで設計変更しておりますので、特にキャンセル料はかからなかったという状況になっておりますので、当然精査は必要だと思っておりますが、経済性も含めて町としては考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 今の答弁の中で、検察庁のテンセキという言葉があつたんですが、テンセキというのはどういうものなんでしょうか。あと、それがあつると、どういう影響が出るのかということをお願いします。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

転石ということで、多くの石がいっぱい、想定以上に入つていたということでございまして、振動式のものでいきますと、真つすぐくいを打っていくんですけど、そこに石が当たりますと、ずらしたりとか、そういった手間が増えることから、今回、町長からありましたとおり掘削式ということで、ドリル式のもので1回穴を開けて、石の影響がないようにしてから、くいを打っていくという工法に変えたところでございます。石の影響というところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第1号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 次に、議案第1号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,046万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ132億3,926万6,000円とするものでございます。

その補正の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、歳出の第3款民生費でございますが、昨年からの電気・ガス・食料品等の価格高騰により、生活費の負担が増加したことから、昨年10月の第4回臨時議会において、令和4年度分の町民税均等割が非課税である世帯に対し、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、1世帯当たり5万円を給付する予算を計上し、現在執行しているところでございます。

今回の補正予算は、電気料金をはじめとした価格高騰による影響の大きさを考慮し、前回の事業では対象とならなかった均等割のみが課税されている等の世帯に対しても、1世帯当たり5万円を給付することとしたものでございます。

対象となる世帯を660世帯と見込み、給付金を3,300万円、これに事務費を合わせまして、3,390万5,000円を計上し、その財源の一部は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で賄うものでございます。

なお、今回の価格高騰緊急支援給付金は、所得の少ない世帯を対象に給付するものでございますが、同じく電気料金等の高騰により大きな影響を受けている町内事業所に対する支援につきましては、令和4年度後半の状況を踏まえながら、今後、令和5年度当初予算に計上を予定しているところでございます。

次に、第4款衛生費をご説明申し上げます。

令和4年4月から令和5年1月までに生まれた子供の保護者に対し、10万円を現金により交付するほか、1月末までに出産されていない妊婦に対しましては、5万円を交付するものであります。

また、今後、2月以降3月末までに出産された方には、出生届出時に5万円を交付し、2月以降3月末までに母子手帳の交付を受けた妊婦に対しましても、5万円を交付するという内容でございます。

これらを妊娠・出産21プロジェクト事業として、事務費と合わせ、570万円を計上いたしました。その財源としては、国庫及び県から支出される出産・子育て応援交付金475万円を見込むものであります。

なお、これらの交付に合わせて、妊婦に対する保健師、栄養士による面談や栄養指導及び産後の支援強化を行いながら、孤独感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、一般会計補正予算についてご説明申し上げました。よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 それでは、6ページの今説明ありました18節の負担金補助及び交付金の3,300万円の部分について質問させていただきます。

660世帯ということですが、地域別ですと何世帯になるのか、まずはお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

各地域ごとの内訳については、数値のほうは把握しておりません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 昨年の灯油代高騰とかの場合には、事務報告には各地域ごとの世帯数が載っていたんですけど、今回はそういうのは調べなかった。調べなかった理由というのは、地域別にそれぞれの、均等割を課税されているが所得割は課税されていない人たちが把握されると何か問題とかあるということで、把握されなかったんでしょうか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

今議員おただしのような理由ではなく、今回の事業につきましては、町全体の世帯数が何世帯あるかということ、町全体の世帯数をカウントしたものでありまして、特に地域別に内訳を示さなかったということについては、理由は特にございません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 これは我々も、地域別にどういう階層の人たちがどのくらいいるのかということは知りたいと思うんですけども、議長のほうからその資料、これは後日で結構ですけども、提出していただきたいと要求したいんですけど、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

今、税務課長から答弁申し上げましたが、詳細を調べれば数字は出る話だと思います。今、後からでもいいので、その中身が分かれば教えていただきたいというようなお話をいただきま

した。議長のほうから指示があれば対応したいと思います。

○室井嘉吉議長 これは、担当委員会はどこになる、子供関係だから。文教か。

そうしたら、文教のほうに担当の委員会委員長宛てに示してください。

町長。

○渡部正義町長 今、議長のほうからそのように指示がありましたので、ちょっとお時間をいただいて、次回の文教厚生委員会に間に合うような資料の準備をさせていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 660世帯、これには独り世帯から5人世帯とか6人世帯とかあるかなと思うんですけども、そこはどうですか。そこは把握されていますか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

それぞれの世帯ごとの人数についても、こちらのほうでは把握はしておりません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 なぜ聞いたかという、緊急灯油などの場合に私が伺ったときに、非課税世帯等は本当にストーブの温度も低くして集まって、そこ1日100円ぐらい上げられるようにというようなことで、私、要望したことが前年度ありましたけど、それと今回は違いますけど、今回は食料品とかそういうもの全て、灯油だけでとかではなく、そうすると、人数も独り世帯で5万円頂くと5人世帯で5万円頂くのって違うかなというふうに思ったので、そういうところも議論されたのかなというふうに思って尋ねたんですけども、その数字も調べれば出ると思うので、その数字も後で、全然すぐじゃなくて結構ですから、お知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

調べた結果、それが把握が可能であれば対応したいと思います。ちょっとお時間いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 12月議会に私、所得割課税世帯まで緊急支援を、物価高騰対策をとということで申し上げましたが、そうすると全世界帯にやるようになるということで、それはちょっと難しいということでしたけど、均等割であれ課税世帯まで拡大されたということは、私、

すごく歓迎するところですけど、独り世帯の収入103万円の壁とかとありますけど、所得割課税になる、そこのはざまと人というか、ちょっとだけ超えたために所得割課税になったと、そういう人たちは、今回の、これは均等割というところで線引きなのでならないということで、その若干超えた人というのは5万円が支給されない、我々は不利益だ、不公平だっていうふうな感じ方はされないのかどうか、その辺も恐らく議論されたのかと思うんですけども、その辺はどう考えたらよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

今回、均等割のみ課税されている方が主に対象になるということで、12月議会のほうでも答弁申し上げましたけれども、やはり財源の裏づけというものが必要になってきますので、そういった財源で補填されるのはどこまでかなということで、今回、均等割のみの世帯を対象とさせていただきますところでありませう。

特に所得割まで、今度対象というか、要件を広げるかどうかというところまでは、詳しい協議も、実際やることはやっていますが、財源の裏づけがやっぱりなかなか難しいということで、今回、均等割のみ課税世帯のみを対象としたところがございますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 了解しました。

この議案書になくて、先ほど町長が説明された中で、燃料等高騰対策ということで昨年4月から9月までの分でやった3,000万円の予算で事業実施したもの、それを私、12月にやっぱり冬季もやるべきだろうということで、10、11、12、1、2、3と、途中なので、その現状把握も難しいということで、新年度にこの事業をされるというように先ほど説明あったと思うんですけども、実際に昨年9月まで、前年度と比較して3,000万円の予算で我々議決しましたけど、その部分で、議案に載っていないんですけど、実際に消化というか、事業所に支援された金額、それだけ分かれば教えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 議題からは外れますが、この1点の回答しか許可しませんので。

商工観光課長。

○星博文商工観光課長 お答えいたします。

10月11日から12月27日まで申請を受け付けました原油価格等高騰対策事業についてのおただしかと思いますが、最終的に47件の申請が出まして、そちらに交付した金額といたしましては、

868万9,000円というような内容となっております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 議案書、一般補正の7ページに書いてあるんですが、負担金18の4衛生費、保健衛生費の妊婦・出産21プロジェクト事業というのは、国の制度を受けての交付だと思うんですが、それで、540万円の内訳的な、交付の内訳はどうなっているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

先ほど町長からの冒頭説明もあったかと思うんですが、まずは令和4年4月1日から令和5年1月までに生まれた方、出生届が出された方、35人掛ける10万円を、まずは350万円で計上してございます。

それ以外の差額につきましては、今後、母子手帳が発行されるかもしれないという予測と、既に母子手帳は発行されていますけども、出生届がいつになるか分からないという方も含めて、その内訳については、38人掛ける応援交付金の5万円を掛けてございまして、190万円ほど計上してございます。10万円が35人の350万円、5万円が38人の190万円で内訳を見積もりまして、合計額で計上しているところでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そうしますと、今度5年度予算に入って、出生届の関係が出てきたり、あとは、これからどういうふうになるかというのは、この妊婦・出産21プロジェクト事業というのは、5年度も続くというような認識でよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

おただしのとおり、国の方針でも、来年度以降も継続していくというような方針が出されておりますので、本町におきましても、現在の妊娠届、母子手帳の発行数、さらにはこれまでの推移から、来年度の出生数を見込んだ令和5年度の予算を計上していきたいというふうに思っているところでございます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 衛生費の妊娠・出産21プロジェクト事業なんですけども、5年度も続くという予想ということなんですけど、これによって妊娠・出産がどの程度増えるとかという

予想あるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

結論的には、これによって出生数が増えるだろうという見込みは立ててございません。まずこの事業につきましては、妊娠してから、さらには出産までを、さらに保健指導を通して強化していきましようという事業でやっていきますので、出生数を増やすかどうかというのは、総合的な町の施策で展開していくことになるのかなというふうに思っているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 6番議員、今の1番議員の質問と続けて、同じ衛生費の妊娠・出産21プロジェクト事業という、確かにお金を支援するのは、私はやらないよりはやったほうがいい。けど、もっとほかにやるべきことがあるんじゃないかなと、お金の使い方です。

私が地域を回ってみますと、今の時期、出産が控えている方が一番不安に思うのは、若松まで、例えば白河まで行くのに、吹雪の日に、なかなかいつ、夜中にもし出産の時期を迎えたときに、夜中、雪道の中に行くのがすごく不安だという声が聞こえるんですよね。であるならば、近くのビジネスホテルとか、そういうものにやはり泊まって、出産を迎えるような制度ってできないかというような話も聞かれます。

例えば、幾らお金がもらっても、ミルクとかおむつというのが田島に来ないと買えない、こういう地域の特性もあります。ぜひ、お金を配るのはいいですが、そこからもう一歩踏み込んで、町独自の支援というものを考えていただければなと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

まずは、今回の事業につきましては、2つの項目がございまして、まずは、今議員おただしの経済的支援をしっかりとやっていきましよう、出産時、さらには妊娠時の経済的支援を強化していくと。

さらに、もう一方で、伴走型相談支援事業というのが柱としてございまして、その伴走型相談支援事業につきましては、妊娠届出時、さらには妊娠の中期・後期、さらには生まれた後の新生児訪問というものがあるんですが、それに対して、保健師を全戸訪問、妊娠・出産の対象となる世帯に訪問しながら指導を強化していくという事業も展開していきますので、まずはそういった形で、しっかり支援をしていきたいというふうに思っております。

議員おただしの経済的支援の活用方法についてなんですけど、活用方法につきましては、妊婦

健診の交通費、あとは用具の購入というところにも使ってくださいというような方針が示されていますので、使い道はいろいろなんですけど、実際そういう場所があるかどうかというのは、今後総合的に、いろんな事業を考えながら、なるべく産んで安心して、妊婦さんには赤ちゃんがゆっくり休める、さらには安心して育てられるような環境を総合的に検討していきたいなどというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 本臨時会に付議されました事件は終了しました。

以上をもちまして、令和5年第1回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 渡 部 訓 正

署 名 議 員 大 桃 英 樹